

必ず  
ご確認  
ください

 ご契約の際は「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」  
「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

**無解約返戻金型収入保障保険について**

●この保険においてお支払いする年金はつぎのとおりです。

年金	お支払事由	お支払額
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	年金月額
高度障害年金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	

●被保険者が保険期間中に死亡・所定の高度障害状態になられたとき第1回年金をお支払いし、以後保険期間満了日まで毎月年金をお支払いします。

●年金のお支払いには、2年または5年の保証期間があります。

●最低保証期間2年のご契約の場合、保険料のお払込みは平準払込方式と通減払込方式があります。(通減払込方式の場合「通減払込方式の契約に関する特則」が付加されます。)

**【通減払込方式】**

加入時より5年ごとに加入時の保険料の5%相当額(※)ずつ減少します。(ただし、加入時保険料の50%相当額(※)が限度。)また、上記にかかわらず、保険期間満了直前5年間の保険料は、加入時保険料の50%相当額(※)となります。

※5%相当額および50%相当額は、基準年金月額・経過年数などにより、それぞれ5%および50%より少なくなるまたは多くなる場合があります。

●年金支払事由発生後、将来お支払いする年金の現価の全部または一部を一時金としてご請求できます。

●遺族年金と高度障害年金は重複してお支払いできません。

●この保険には満期保険金および配当金はありません。

●この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

●この保険には契約者貸付・保険料の自動振替貸付のお取扱いはありません。

●所定の高度障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

**保険料のお払込みの免除について**

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いたします。

●不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

**指定代理請求特約について**

●この特約は、受取人に年金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。

●詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

**現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて**

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

**生命保険募集人について**

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

**金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください**

●本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。

●本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

●金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

# 債務返済保障プラン

無配当 無解約返戻金型収入保障保険

2021年10月改定



SOMPOひまわり生命保険株式会社

 <公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

HL-P-A-21-00124(2021.10.2)(24100068)802687-2702(24.11)LH

 必ず  
ご確認  
ください

 法人で加入をご検討される場合、  
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、  
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

借入金の返済期間中に万が一のことがあった場合でも、死亡保険金・高度障害保険金によって借入金の残債を一括返済することが可能です。これにより、担保が処分されたり、ご家族などに返済負担が生じたりする事態を回避することができます。

## ■借入金の具体例

この例には、手数料や印紙税、保証料などの諸費用を考慮していません。実際の返済額等は金融機関によって異なります。

- 借入額／1億円
- 返済期間／15年
- 金利／2.0%(固定金利)
- 返済方法／元金均等返済
- 初月返済額／722,221円

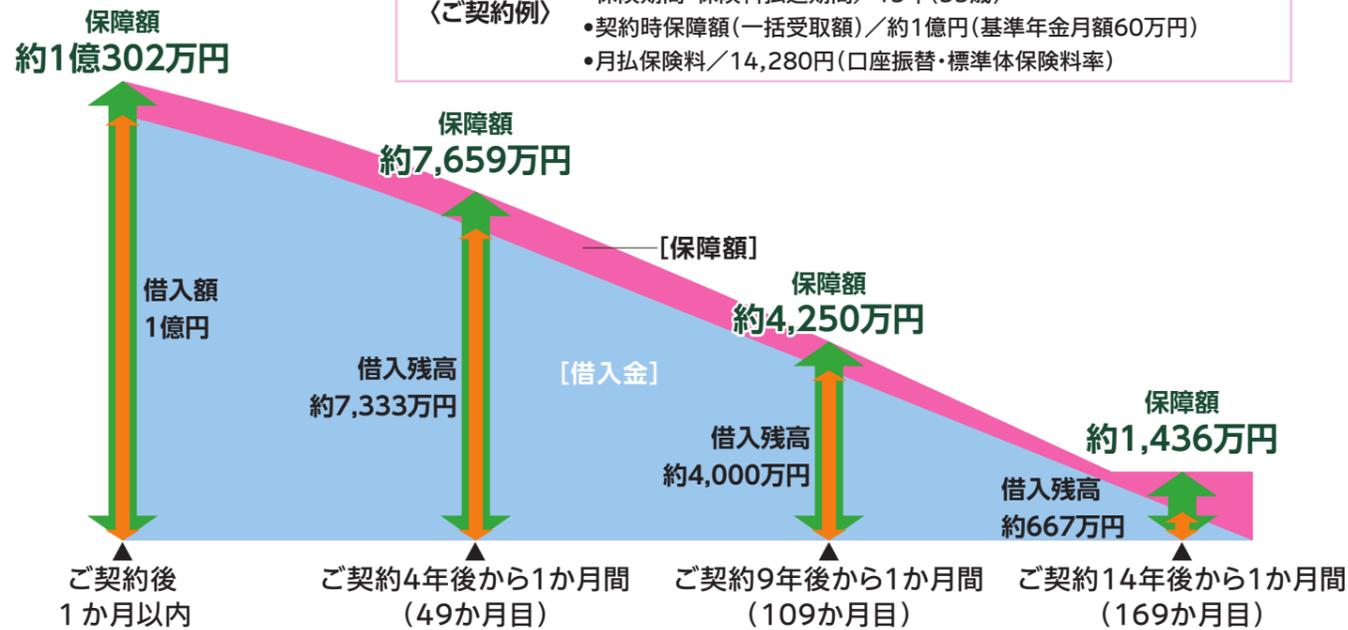
## 保障額が減少していくタイプ

独立・開業資金、大型設備投資など  
長期的な借入金の場合におすすめです。

### 無配当 無解約返戻金型収入保障保険(保険料逓減払込方式・最低保証期間2年)

#### 〈ご契約例〉

- 40歳男性 個人でご契約のケース
- 保険期間・保険料払込期間／15年(55歳)
- 契約時保障額(一括受取額)／約1億円(基準年金月額60万円)
- 月払保険料／14,280円(口座振替・標準体保険料率)



- 記載されている保障額は年金現価による一括受取額です。なお、年金にて受け取ることも可能です。
- 年金現価とは、将来に発生する利息を差し引いて算出した現在の保険契約の価値をいいます。
- 年金受取の場合、年金は保険期間中毎月お支払いします。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなった月によりお受取りいただく期間と年金の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額(一括受取額)は毎月減少していきます。

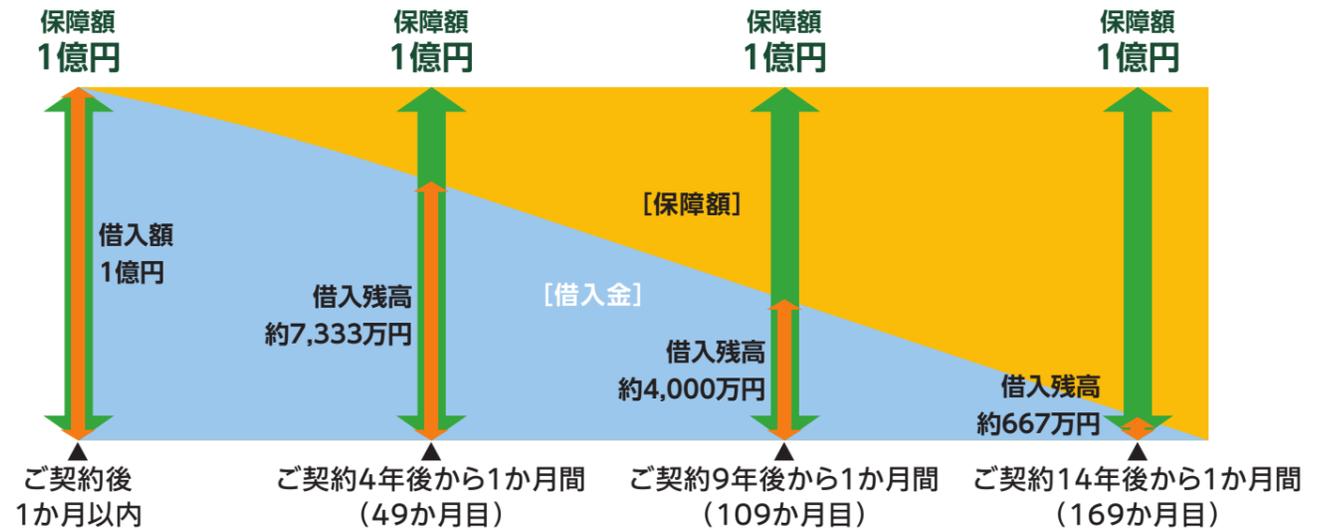
## 【ご参考】保障額が一定のタイプ

債務返済保障だけでなく、事業保障・死亡退職金・弔慰金などを同時に準備する場合におすすめです。

### 無配当 無解約返戻金型定期保険

#### 〈ご契約例〉

- 40歳男性 個人でご契約のケース
- 保険期間・保険料払込期間／15年(55歳)
- 保険金額／1億円
- 月払保険料／25,600円(口座振替・標準体保険料率)



## 無配当 無解約返戻金型収入保障保険の特徴

- 特徴1** 借入金残高が減少するように保障額が減少  
借入金残高が減少するように、保障額も毎月逓減していくため、合理的な保障の準備が可能です!
- 特徴2** 保険期間を借入金返済期間と同じ期間に設定可能  
保険期間は、借入金返済期間に応じた設計が可能です!
- 特徴3** 配当金・解約返戻金がないため保険料が割安  
保険期間を通じて配当金・解約返戻金がないため、割安な保険料で大きな保障が得られます!

- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- 保険料等の数値は、2021年10月現在のものです。

### ■保障額と借入残高の推移

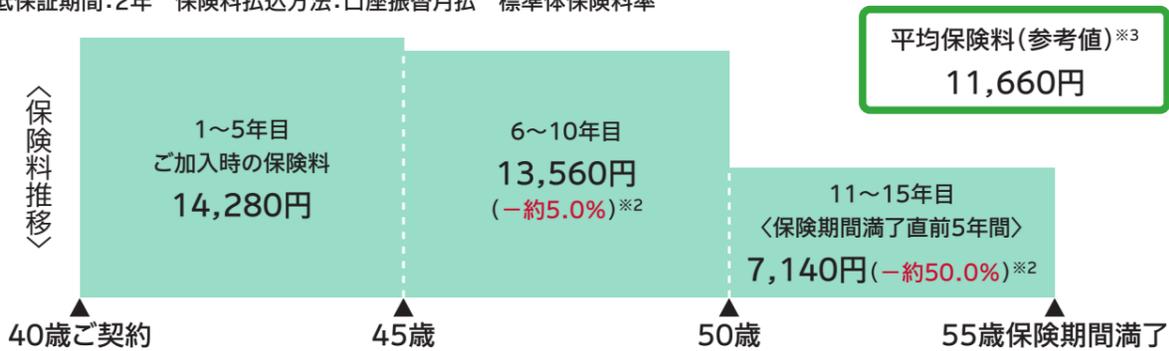
保険年度	年齢	借入金		無配当 無解約返戻金型収入保障保険の場合		無配当 無解約返戻金型定期保険の場合	
		残高(a)	死亡保険金(一括受取額)(b)	差額((b)-(a))	死亡保険金(一括受取額)(c)	差額((c)-(a))	
1年	40歳	100,000,000円	103,024,800円	+3,024,800円	100,000,000円	0円	
2年	41歳	93,333,340円	96,486,600円	+3,153,260円	100,000,000円	+6,666,660円	
3年	42歳	86,666,680円	89,902,800円	+3,236,120円	100,000,000円	+13,333,320円	
4年	43歳	80,000,020円	83,273,400円	+3,273,380円	100,000,000円	+19,999,980円	
5年	44歳	73,333,360円	76,596,600円	+3,263,240円	100,000,000円	+26,666,640円	
6年	45歳	66,666,700円	69,873,600円	+3,206,900円	100,000,000円	+33,333,300円	
7年	46歳	60,000,040円	63,103,800円	+3,103,760円	100,000,000円	+39,999,960円	
8年	47歳	53,333,380円	56,286,000円	+2,952,620円	100,000,000円	+46,666,620円	
9年	48歳	46,666,720円	49,420,800円	+2,754,080円	100,000,000円	+53,333,280円	
10年	49歳	40,000,060円	42,507,600円	+2,507,540円	100,000,000円	+59,999,940円	
11年	50歳	33,333,400円	35,546,400円	+2,213,000円	100,000,000円	+66,666,600円	
12年	51歳	26,666,740円	28,536,000円	+1,869,260円	100,000,000円	+73,333,260円	
13年	52歳	20,000,080円	21,476,400円	+1,476,320円	100,000,000円	+79,999,920円	
14年	53歳	13,333,420円	14,367,600円	+1,034,180円	100,000,000円	+86,666,580円	
15年	54歳	6,666,760円	14,367,600円	+7,700,840円	100,000,000円	+93,333,240円	

- 上記の「年齢」は、保険年度1年目は契約年齢、以後は年単位の契約応当日の年齢を表示しています。
- 「残高(a)」は、元金均等返済(金利2%・固定金利)で返済した場合のその年度の期首の残高を表示しています。
- 「死亡保険金(一括受取額)(b)」は各保険年度の初日に死亡・所定の高度障害状態になられた場合の年金現価を表示しています。保険期間の経過により、「死亡保険金(一括受取額)(b)」は毎月減少していきます。

## 「逓減払込方式」とは…

- 保険料が5年ごとにご加入時の保険料の5%相当額※1ずつ減少します。(50%相当額※1限度)
- 保険期間にかかわらず、最後の5年間は、50%相当額※1になります。

(例)40歳男性 保険期間・保険料払込期間:15年(55歳) 基準年金月額:60万円  
最低保証期間:2年 保険料払込方法:口座振替月払 標準体保険料率



※1 5%相当額および50%相当額は、基準年金月額・経過年数などにより、それぞれ5%および50%より少なくなる、または多くなる場合があります。詳しくは設計書などをご覧ください。  
※2 ご加入時の保険料に対する減少割合です。  
※3 平均保険料は保険期間満了までの払込保険料累計額を総払込回数で割った参考値です。

## 「七大疾病・就労不能保険料免除特約」を付加すれば…

つぎのいずれかに該当した場合、以後の保険料のお払込みは不要となります。

保険料払込免除事由	事由
①	七大疾病により所定の事由※4に該当したとき
②	国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき※5
③	当社所定の就労不能状態※6に該当したとき

※4 対象となる七大疾病および所定の事由は下表をご覧ください。 ※5 精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。 ※6 詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。 ●責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中に保険料払込免除事由に該当されたとき保険料のお払込みを免除します。 ●この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更または国民年金法の改正が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かって保険料払込免除事由が変更となることがあります。

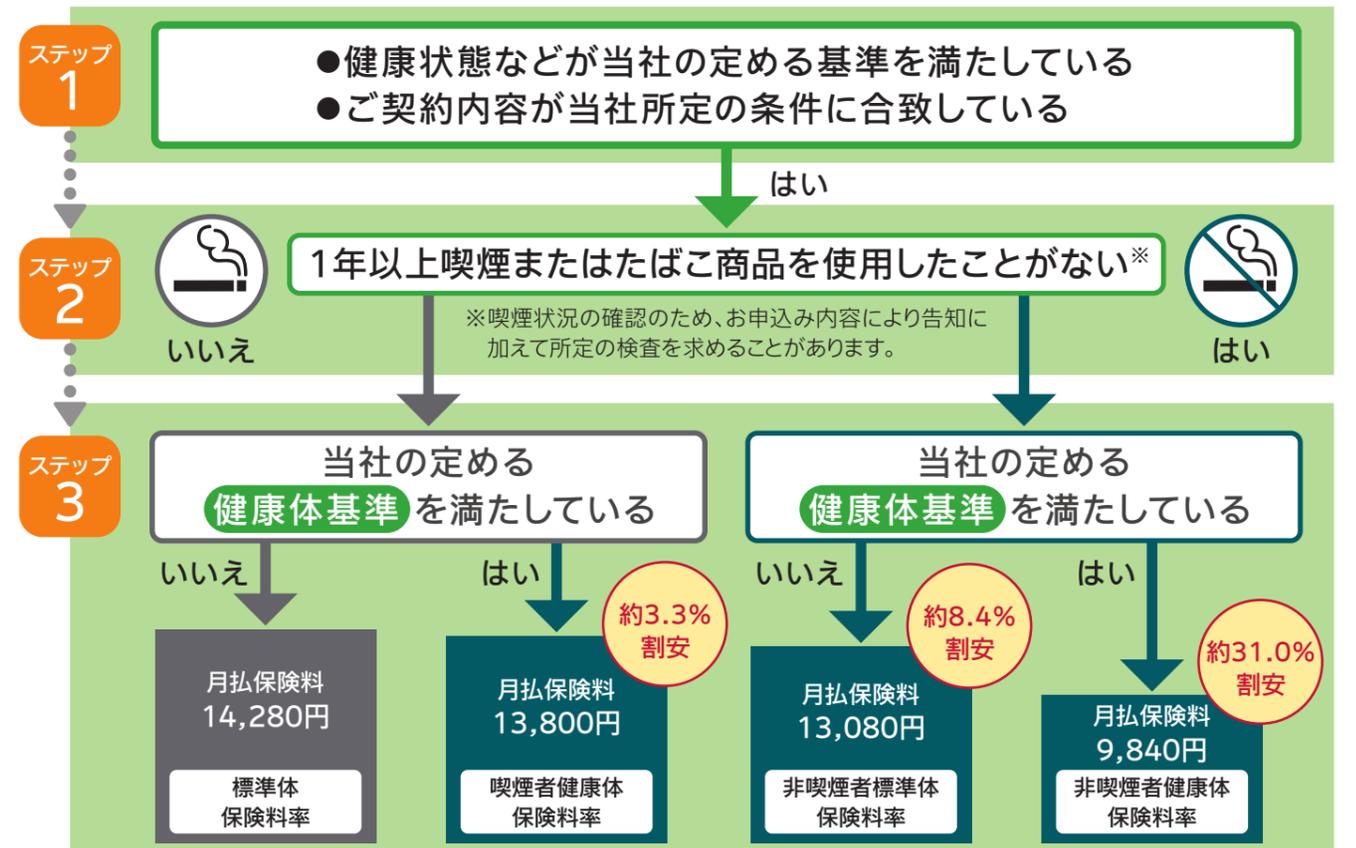
七大疾病	所定の事由
がん(悪性新生物)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき(上皮内がん・悪性黒色腫以外の皮膚がん・責任開始日から90日以内に診断確定された乳がんを除く)
急性心筋梗塞 ※虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症などを除く)	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳卒中 ※脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞	被保険者が脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
慢性腎不全	被保険者が慢性腎不全を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①慢性腎不全により永続的な透析療法を開始したとき ②慢性腎不全の治療を直接の目的として腎臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
肝硬変	被保険者が肝硬変を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断されたとき ②肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③肝硬変の治療を直接の目的として肝臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
糖尿病	被保険者が糖尿病を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手の1手指以上または1足の1手指以上についての切断術を受けたとき
高血圧性疾患	被保険者が高血圧性疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師により診断されたとき ②高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

## 「健康体料率特約」について

お客さま(被保険者)の喫煙状況や健康状態などが、当社の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申込みいただけます。

- 健康状態などが当社の定める基準を満たしていない場合、健康体料率特約は適用できません。その場合、通常の保険料や特別条件付きのご契約のお引受けとなる場合およびご契約自体をお引受けできない場合もあります。

(例)40歳男性 保険期間・保険料払込期間:15年(55歳) 基準年金月額:60万円 逓減払込方式 最低保証期間:2年  
保険料払込方法:口座振替月払



●保険料等の数値は、2021年10月現在のものです。

割安になる率はお申込みのご契約内容・ご加入の年齢などによって異なります。

### 健康体基準

「健康体」は下記項目の両方を満たしているうえで、医師の診査結果などが当社の定める範囲内である必要があります。

✓ CHECK1 「体 バランス」 BMI値(肥満度)は下記の範囲内ですか?

18.0 < BMI\* < 27.0 (男女・年齢問わず)

\*BMIとは「ボディ・マス・インデックス」の略称です。BMI=体重(kg)÷{身長(m)}<sup>2</sup>

■BMI値範囲内の身長・体重の目安

身長 (cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重 (kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重 (kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97

✓ CHECK2 「血圧」

血圧値は下記の範囲内ですか?

最高 血圧値

140mmHg 未満

最低 血圧値

90mmHg 未満

当社の定める健康体基準に適合しないからといって、その方が健康ではないということではありません。

- ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引受けをお断りする場合があります。なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。
- 検査の結果によっては、健康体料率特約が適用できない場合があります。

## 健康★チャレンジ!

保険料が割安になるとともに健康チャレンジ祝金(保険料差額相当額)をお受取りいただけるチャンスがあります! 申込日および契約日が2018年4月2日以降の契約にご加入の方が対象となります。詳しくは、「健康★チャレンジ!制度パンフレット」をご確認ください。

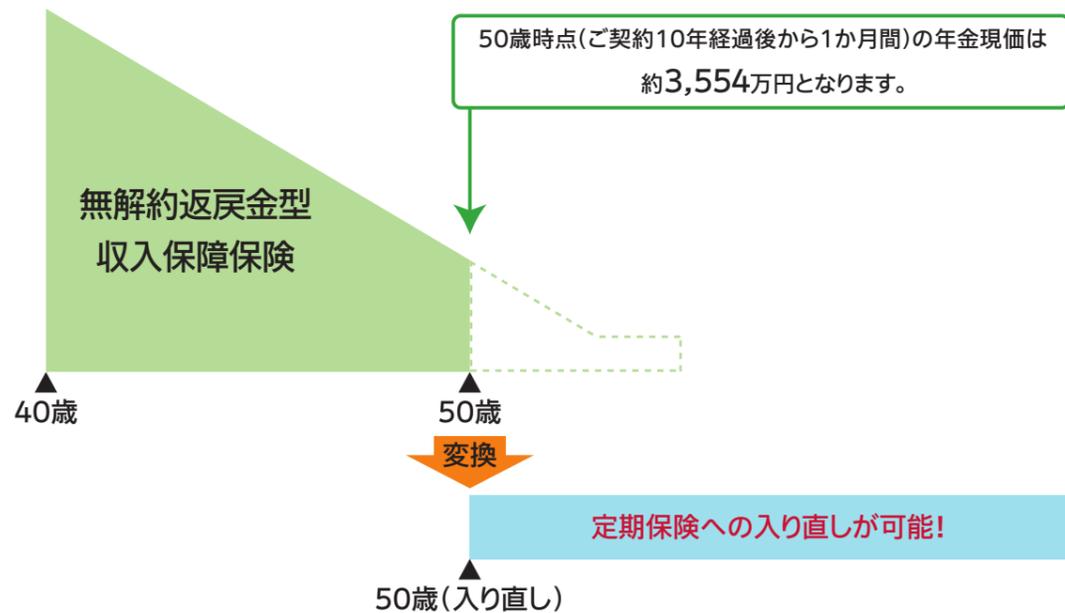
## 「変換(コンバージョン)」について

保険期間中であれば、**健康状態にかかわらず**、一定条件のもと、**無診査・無告知**で**終身保険**または**定期保険**などに入り直すことが可能です(変換制度)。

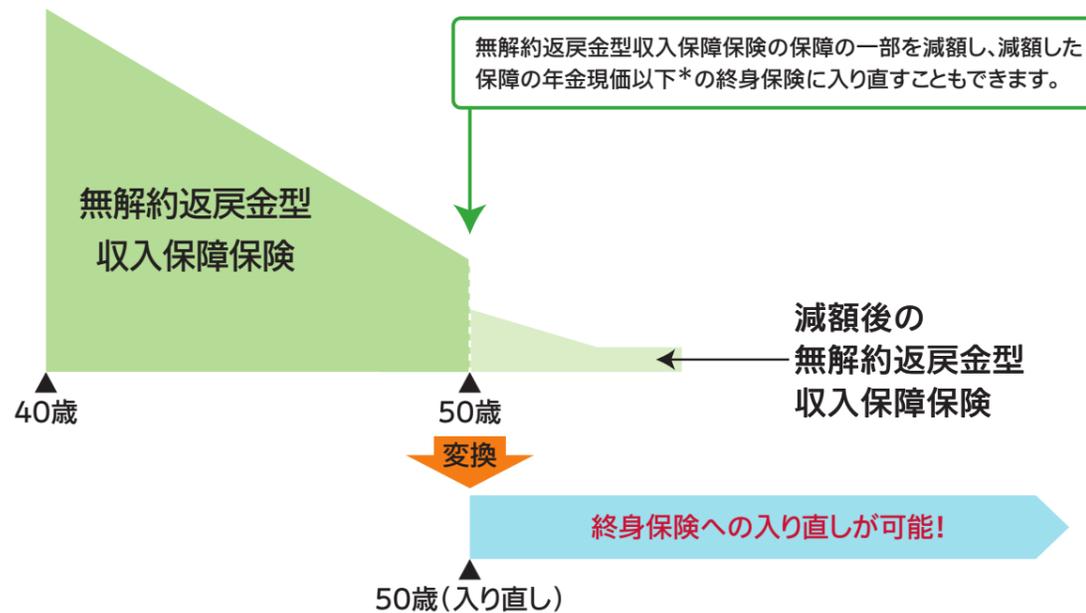
死亡保険金額は入り直す時点での年金現価以下\*となります。

(例)40歳男性 保険期間・保険料払込期間:15年(55歳) 基準年金月額:60万円

### 例1 定期保険に変換の場合



### 例2 終身保険に変換の場合



\*変換時の当社の取扱規定によります。

※変換前の契約は解約または減額となります。

※変換後の契約は新規契約になり、保険料は変換時の年齢などにより計算されます。

※特別条件付保険特約が付加される契約はお取扱いができないなど、一定の制限があります。

※上記取扱いは、2021年3月現在の取扱規定に基づいています。

当社の定める条件によりお取扱いできない場合がございます。詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

※記載の数値は、2021年10月現在のものです。

## 債務返済保障プラン保険料表

契約時保障額 <b>1億円プラン</b>	保険期間 : 15年	保険料払込期間: 15年
	一括受取額*: 103,024,800円	基準年金月額 : 60万円
	保険料逡減払込方式	最低保証期間2年 保険料払込方法: 口座振替月払

※ご契約から1か月間に死亡・所定の高度障害状態になられた場合の年金現価による一括受取額であり、経過年月とともに毎月減少していきます。

### 七大疾病・就労不能保険料免除特約あり

(単位: 円)

契約年齢	満了年齢	標準体		喫煙者健康体		非喫煙者標準体		非喫煙者健康体	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
35歳	50歳	10,740	8,820	10,020	8,100	9,420	8,220	7,260	7,020
40歳	55歳	14,760	11,280	14,220	10,860	13,440	10,980	10,200	9,120
45歳	60歳	20,700	14,820	20,160	14,340	18,960	14,400	14,460	11,940
50歳	65歳	30,960	19,920	30,300	19,260	28,500	19,500	22,800	16,440
55歳	70歳	47,040	25,980	46,200	24,900	43,680	25,560	36,600	22,200

### 七大疾病・就労不能保険料免除特約なし

(単位: 円)

契約年齢	満了年齢	標準体		喫煙者健康体		非喫煙者標準体		非喫煙者健康体	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
35歳	50歳	10,500	8,580	9,780	7,860	9,180	7,980	7,080	6,780
40歳	55歳	14,280	10,860	13,800	10,440	13,080	10,500	9,840	8,820
45歳	60歳	19,800	14,100	19,320	13,620	18,180	13,680	13,860	11,340
50歳	65歳	29,160	18,900	28,560	18,240	26,820	18,420	21,420	15,600
55歳	70歳	43,140	24,480	42,360	23,520	40,020	24,120	33,480	20,940

2021年10月現在の保険料です。

## 「遺族年金の受給に関する税務」について

### ◆契約形態別税務(個人契約の場合)

契約形態	年金受取の場合		一括受取の場合
	被保険者の死亡時	毎回の年金受給時*	
契約者と被保険者が同一の場合	年金受給権についての税法上の評価額に対して相続税※1	相続税の課税対象以外の部分に対して所得税*(雑所得)※3	一括受取額に対して相続税※5
受取人が契約者自身の場合	—	所得税*(雑所得)※4	所得税*(一時所得)※6
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	年金受給権についての税法上の評価額に対して贈与税※2	贈与税の課税対象以外の部分に対して所得税*(雑所得)※3	一括受取額に対して贈与税※5

\*所得税が課税された場合には、翌年、住民税の課税対象となります。

※1 相続税法第3条、第24条 ※2 相続税法第5条、第24条 ※3 所得税法施行令第185条 ※4 所得税法施行令第183条、所得税基本通達35-1

※5 相続税法第3条、第24条、相続税法基本通達24-3 ※6 所得税法施行令第183条2、所得税基本通達34-1

★毎回の年金受給時にお受取りいただく年金は雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受取りになる金額が年金額より少なくなる場合があります。

より詳しい内容等につきましては、国税庁のホームページをご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

(2021年4月現在の税制によります)

●今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。